公益財団法人まちみらい千代田
第 12 期第5回評議員会 議事録

1 日時

令和7年5月 19 日(月)午前 10 時から午前 11 時5分

2 場所

ちよだプラットフォームスクウェア 4階401会議室

3 評議員現在数

9名

4 出席者

(1)評議員(9名)

鈴木潔(会長)、髙山肇(副会長)、親泊哲、川瀬普也、熊谷ヱイ、髙橋陽子、田近恭一、谷眞理子、山本久喜

(2)理事(2名)

細越正明 (理事長)、依田昭夫(副理事長、事務局長及び産業グループマネージャー(以下、「GM」という。)事務取扱)

(3)事務局(2名)

堀切俊秀 GM、中元邦博 GM

5 議題

[決議事項]

(1)議案第8号 公益財団法人まちみらい千代田 監事の選任について

(2)議案第9号 公益財団法人まちみらい千代田 第13期事業計画(案)について

(3)議案第10号 公益財団法人まちみらい千代田 第13期収支予算(案)について

(4)議案第11号 公益財団法人まちみらい千代田 第13期資金調達及び設備投資の見込みについて

(5)議案第12号 公益財団法人まちみらい千代田 役員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程について

6 開会、理事長あいさつ、定足数確認、議事録署名人の選任

開会に先立ち、事務局が配布資料の確認を行った。定款第25条により、評議員会の議長を務める鈴木会長が開会を宣言し、細越理事長にあいさつを求めた。次に議長が本日の出席評議員について、事務局に報告を求めた。事務局から出席者と定款第26条の規定に定める定足数を満たしていることを報告し、議長が本評議員会は有効に成立している旨を告げた。

次に本評議員会の議事録署名人として、事務局から定款第30条第2項の規定により、本日出席の髙山評議員と谷評議員の2名を提案したところ、満場一致の賛成があり、議長が両評議員を指名したところ、本人もこれを承諾した。その後、議題に入った。

7　議事の経過及び結果

［決議事項］

(1)議案第8号　公益財団法人まちみらい千代田　監事の選任について

依田事務局長が議案第8号について、説明を行った。本年3月31日付で大矢栄一監事から辞任の届出があり、後任で千代田区会計管理者の大谷由佳氏を新たな監事候補者として提案した。 その後、議長が本議案を出席している評議員に諮ったところ、全員異議なく議決した。

(2)議案第9号　公益財団法人まちみらい千代田　第13期事業計画(案)について

(3)議案第10号　公益財団法人まちみらい千代田　第13期収支予算(案)について

(4)議案第11号　公益財団法人まちみらい千代田　第13期資金調達及び設備投資の見込みについて

議事の審議に入る前に議長から議案第9号、議案第10号及び議案第11号は、関連があるため、一括して審議を行いたい旨の提案をしたところ、全員異議なく了承した。

細越理事長が第13期事業計画(案)の総論を、依田事務局長が概要及び収支予算(案)、資金調達及び設備投資について説明を行った。その後、各GMから担当事業の詳細について説明を行った。

住宅まちづくりグループの事業は、堀切GMが報告を行った。

産業まちづくりグループの事業は、依田事務局長が報告を行った。

協働まちづくり・総務グループの事業は、中元GMが報告を行った。

なお、説明後に以下の質疑があった。

(評議員)

マンション安全・安心整備助成について、②「地震時管制運転装置」の助成申請があまりないと説明があったが、現在はほとんどのエレベーター(EV)に地震時管制運転装置が設置されていて、ニーズとしては50年くらい前のマンションの EV が対象であると思われる。また、地震時管制運転装置は一般の方には中々わかりづらく、マンション管理組合で十分に理解をしている方はほとんどいないと思う。したがって、地震時管制運転装置の助成に対してのニーズが非常に減っているので、他の助成等にその予算を充てることを検討してはどうか。また、集合住宅には管理会社が入っていてほとんどのことをコントロールしているが、相当古い集合住宅の EV を対象にしているのであれば、管理会社の方がこのような助成があることを知らないのではないか。管理組合ではなく管理会社に周知した方が効果的だと感じる。

(事務局)

ご指摘のとおり、管理組合に地震時管制運転装置等の説明をしても多くの方がわからないと思われる。そのため、例えば EV の場合は、管理組合に対する説明だけではなく、EV の保守会社等にも年に1回程度は案内をしている。今後も管理会社や保守会社等にも活用していただけるように丁寧な説明をしていく。そして、地震時管制運転装置の助成に対してもニーズが減っていることも確かなので、見直すことも含めて検討していきたい。

（評議員）
　マンション安全・安心整備助成について、第13期から新たにマンションの共用部分に対する改修工事に助成を行うにあたり、助成上限額が1000万円で対象経費の10分の10を助成すると記載されているが、この助成について、例えばマンション共用部分の改修工事として新規性や先導性といったもの（例えば、助成対象となったマンション共用部分の改修工事の内容を公表するなど水平展開することで他のマンションのお手本となるようなもの）が求められているのかどうか。あるいは、具体的に想定していることがあればお伺いしたい。

（事務局）
　共用部分の改修工事に対する助成割合については、正しくは10分の2（予定）である。要件としては、管理計画認定制度を受けているマンションという条件を考えている。この認定を受けているということは、基本マンションの管理状況は水準以上であると判断ができる。

（事務局）
　補足として、マンションの共用部分に対する改修工事助成は第13期から新規に行うもので、区と連携して目玉事業として取り組んでいく。今後、この事業を広めていきたいと考えており、成功事例を周知することで実績を増やしていく。今回から初めて行うものなので、今後の状況を見ていきたい。

（評議員）
　特定費用準備資金について、再開発に伴う事務所移転経費は財団が用意するものなのか。また、区が地権者になるのか。

（事務局）
　地権者は、再開発組合である。 当該経費は、最終的にその再開発組合から補填される予定である。

（評議員）
　地方との連携について、特に「ちよだ地方連携ネットワーク」事業については、今後の見通しとしてどのように考えているか。

（事務局）
　地方との連携は、区の施策として重点項目に置いているため、当財団としてもできる限り協力して今後も展開していく。さらに、区において、地方との連携のあり方について見直しをしたいという話もあるので、当財団も大きく参画していきたい。

（事務局）
　これまで地方との連携というと、物販の PR が主流になっていたが、人材やエネルギーなど色々な連携がある。財団も地方との連携を掲げてきたが、やりきれてない面があり、地方との連携に力を入れているプラットフォームサービス株式会社と連携を図りながら、物販だけでなく人や資源にも着目して事業展開できないか検討

していく。行政だけでは難しい部分もあるので、民と連携して進めていく。また、移転後についても同様に事業を進めていくことも選択肢に入れている。

（評議員）
財団では多種多様な事業を行っていて、それを少人数で運営している。それだけに、内部だけでは無理があると思う。民と連携していくと説明があったが、例えば、助成金を受けた団体等のネットワークを上手く活用しながら進めていくことも、まちみらい千代田の事業が次に発展していくために必要ではないか。

（事務局）
ご指摘のとおり、財団として今まで培ってきたビジネス大賞やまちづくりサポート事業等において、色々な表彰企業や助成団体があり、その中には地方との連携の括りの中で人材交流もある。今後はそれらをマッチングさせるような取り組みもしていきたいと考えている。

（事務局）
補足として、ご指摘いただいた事項は、財団としての反省点でもある。これまでは事業が単発で終わっていて、ネットワーク化が十分でなかった。そのため、第13期では、ビジネス大賞の表彰企業や賛助会員など、財団事業にかかわる多くの関係者や関係団体が一堂に会する交流の場を設けてネットワークの輪を広げていく。

（評議員）
マンション居住支援の中で、「アウトリーチ型の支援（相談）」を第13期でも継続するということだが、第12期に実施してきてどのような印象を持ったか。また、全部のマンションには出向くことはできないと思うが、その中で優先順位はどのような観点からつけているのか。

（事務局）
優先順位としては旧々耐震マンション、旧耐震マンションから訪問するようにした。全部の旧々耐震マンションを回るのではなく、比較的人が居そうな（管理人がいる等）マンションを優先的に選定した。訪問した印象は、マンション内の人に会うのは難しく、会えたとしても管理人がほとんどであった。古いマンションでは管理人室もなく、人に会うことすらできなかった。様々な課題はあるが、できる限り支援ができるように取り組んでいく。

（事務局）
第12期にマンションカルテの更新を行った。その中で、旧耐震のマンション情報を工事履歴も含めて把握している。これまでは築年数を目安にしていたが、マンションカルテを活用してターゲットを絞って、支援を求めるところに優先的に足を運んでいきたい。

（評議員）
財団で把握しているマンションの情報は建物の工事履歴ということだったが、災害時等のことを考えると、区役所と連携しながら、個人情報の制約はあるがそこに住んでいる方の情報（高齢者が多い等）も考慮して優先

順位をつけて進めていただきたい。

以上の質疑応答があった後、議長が本議案を出席している評議員に諮ったところ、全員異議なく議決した。

(5)議案第12号 公益財団法人まちみらい千代田 役員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程について

依田事務局長が、千代田区の関連団体における役員の報酬等の基準の改定に伴い、代表理事及び業務執行理事の報酬額を改正するものとして説明した。その後、議長が本議案を出席している評議員に諮ったところ、全員異議なく議決した。

8 閉会

以上、本日の評議員会は、議案の審議を終了したので、議長は閉会を宣言した。

上記の決議を明確にするため、議長及び評議員がこれに記名、押印する。

令和7年5月 19 日

公益財団法人まちみらい千代田
第 12 期第5回評議員会

議　　長

議事録署名人

議事録署名人